

日頃からできる地震対策を実施しましょう！

地震による被害を最小限に抑えるためには、建物や建物の付属する設備等について、日頃から点検を行い、必要に応じて補修などの対策を実施することが重要です。

日常的な点検・補修

日常的に建物を点検・補修するなど維持管理を適切に行うことで、地震による被害を軽減するとともに、地震以外でも、突発的な事故を未然に防ぐことができ、建物の長寿命化にもつながります。

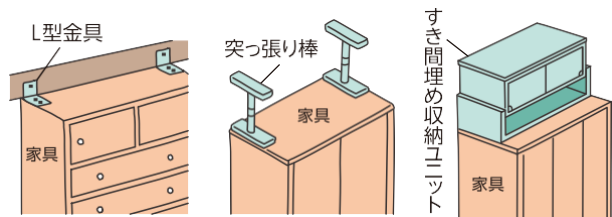
日頃から点検を怠らず、異常がある場合は、早めに補修・改修を実施し、建物の維持管理に努めましょう。



家具の転倒対策

地震で家具が倒れた場合、死傷者の発生や、避難・救援活動に支障をきたすおそれがあります。

家具の配置を工夫したり、金具や突っ張り棒、すき間埋め収納ユニットなどにより家具を固定するなど家具の転倒対策を実施しましょう。

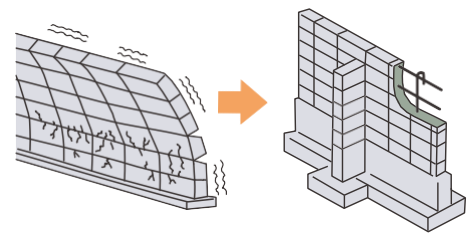


ブロック塀等の転倒対策

地震でブロック塀等が転倒すると、近くを通行している人や近隣住民などに、死傷者が発生する可能性があります。

ブロック塀は普段雨風にさらされているため、劣化により倒れやすくなることから、日頃から点検を行い、危険性があるものは対策を行いましょ。

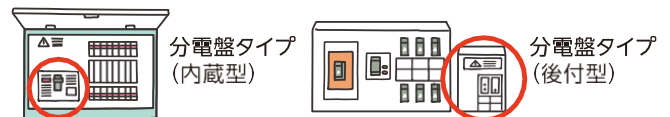
広島市では、道路に面する危険なブロック塀の撤去費用の補助を行っています。 [広島市の支援制度 P.13](#)



感震ブレーカーの設置

地震時には、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電後、電気が復旧した時に発生する通電火災と呼ばれる電気火災が発生しています。

こういった火災を防ぐためには、地震を感知すると自動で電源を落とす感震ブレーカーの設置が有効です。



他にもコンセントタイプなど、感震ブレーカーには様々な種類があります。

外壁・窓ガラスの落下対策

地震で外壁の一部が落下したり、窓ガラスが破損により落下すると、死傷者が発生する可能性があります。

また、落下物により道路の通行を妨げ、避難・救援活動に支障をきたすおそれがあります。このため、劣化した外壁を補修する、ガラス面に飛散防止フィルムを貼る、網入ガラス・合わせガラスに取り替えるなどの対策を実施しましょう。



屋外広告板の落下対策

地震や強風で建物の外壁に取り付けられている広告板が落下すると、死傷者が発生する可能性があります。

また、落下した広告板により、避難・救援活動に支障をきたすおそれがあります。なお、広告板は、支持部材のさびや腐食により落下する場合もあるため、日頃から点検・補修を実施し、落下対策に努めましょう。



広島市は建物の耐震化を支援します！

広島市では、建物の耐震診断や耐震改修設計、耐震改修工事等への補助を行っています。
 利用に当たっては要件等がありますので、事前に申請・相談窓口へお問い合わせください。
 ※令和6年3月時点の内容です。

1 住宅の耐震診断費用を補助します

戸建木造住宅や分譲マンションの耐震診断費用の一部を補助します。



戸建木造住宅補助額

最大 **4**万円

分譲マンション補助額

最大 **133**万**3**千円

◎申請・相談窓口

広島市 住宅政策課 ☎082-504-2292

2 住宅の耐震改修等工事費用を補助します

戸建木造住宅の耐震改修・建替え・除却工事費用の一部を補助します。



耐震改修・現地建替え
工事補助額

最大 **100**万円

除却工事補助額

最大 **50**万円

◎申請・相談窓口

広島市 住宅政策課 ☎082-504-2292

3 耐震シェルター等の設置費用を補助します

戸建木造住宅に住んでいる高齢者、障害者等を対象に、耐震シェルターや防災ベッドなどの設置費用の一部を補助します。

耐震シェルター等
設置補助額

最大 **12**万**5**千円

感震ブレーカー設置補助額
(耐震シェルター等と併せて
設置する場合)

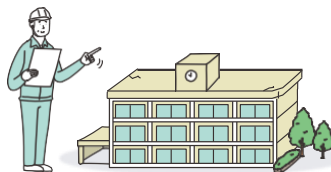
最大 **4**万円

◎申請・相談窓口

広島市 住宅政策課 ☎082-504-2292

4 建物の耐震診断費用を補助します

小・中学校、幼稚園、福祉施設、病院、事務所、飲食店など、多くの人が利用する民間の建物の耐震診断費用の一部を補助します。



補助額 最大 **100**万円

(緊急輸送道路沿道の場合 最大 **200**万円)

◎申請・相談窓口

広島市 建築指導課 ☎082-504-2288

5 ブロック塀の撤去費用を補助します

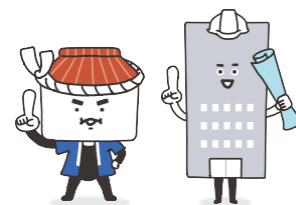
道路に面する危険な民間ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。



補助額 最大 **15**万円

◎申請・相談窓口

広島市 建築指導課 ☎082-504-2288



よくある質問と回答を紹介します!

Q1 昭和56年5月以前に建てられた建物が全て危険なのですか。

昭和56年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が大幅に強化されましたが、昭和56年5月以前に建てられた建物が全て地震の際に倒壊のおそれがあるわけではありません。

しかし、これまでの耐震診断の実績や過去の地震による被害の状況からみて、昭和56年5月以前に建てられた建物は、地震に対して必要な耐震性能を有していないケースが多くあります。

そのため、まずは、建物が安全かどうかチェックし、耐震診断を行きましょう。

Q2 昭和56年6月以降に建てられた建物は全て安全なのですか。

昭和56年6月以降に建てられた建物でも、日常の定期的な点検(雨漏りやシロアリによる被害がないかなど)が不十分である場合や必要な補修を行っていない場合は、建物の劣化が進み、耐震性能が失われている可能性があります。

維持管理や補修を定期的に行い、不安な場合は耐震診断を行きましょう。

また、平成12年6月に、さらに耐震基準が強化されているため、それ以前に建てられた建物についても現行基準に沿って補強をすると安心です。

Q3 耐震診断・耐震改修はどのくらい費用がかかるのですか。

耐震診断・耐震改修は、一般的に次の費用が目安となります。参考:「費用の目安」(HP 一般社団法人東京建設業協会)

耐震診断

◎戸建木造住宅: **20万円~50万円**

◎鉄筋コンクリート造の建物:

延べ面積に対して、**1,000円/m²~3,000円/m²**

耐震改修

◎戸建木造住宅: **100万円~300万円**

◎鉄筋コンクリート造の建物:

延べ面積に対して、**15,000円/m²~50,000円/m²**

Q4 耐震改修と建替えはどちらの方法が良いのですか。

耐震改修とは、現在建っている建物を耐震補強して使い続けることであり、建替えとは、現在建っている建物を解体して新たに建物を建てることです。

工事期間や工事費用等によりそれぞれのメリットがありますので、専門家に相談して選択しましょう。

各種専門家に相談しましょう!

広島市では、次の専門家団体等が建物の耐震化に関する様々な相談に対応しています。

内容に応じてそれぞれの連絡先へお問い合わせください。

建物の耐震改修や修繕等に関すること

公益社団法人 広島県建築士会

☎ **082-244-6830**

☎ 受付時間 9:00~12:00/13:00~17:00(土日・祝日休み)

☎ 相談内容 建物の耐震化全般について

一般社団法人 広島県建築士事務所協会

☎ **082-221-0600**

☎ 受付時間 10:00~12:00/13:00~16:00(土日・祝日休み)

☎ 相談内容 建物の耐震化全般について

建物のリフォーム費用などの融資に関すること

独立行政法人 住宅金融支援機構 中国支店

☎ **082-568-8435**

☎ 受付時間 9:00~17:00(土日・祝日休み)

☎ 相談内容 建替え、耐震改修工事費用の融資について

木造住宅の新築やリフォームに関すること

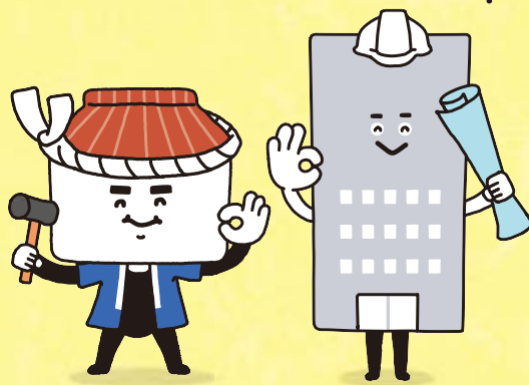
一般社団法人 広島県建築センター協会

☎ **082-232-6286**

☎ 受付時間 10:00~16:00(土日・祝日休み)

☎ 相談内容 木造住宅全般(新築、リフォーム等)について

これで地震対策もバッチリ!



登録番号 広 K7-2023-384
名称 ひろしま建物耐震化ガイド
編集・発行者 都市整備局指導部建築指導課
〒730 - 8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL:082-504-2288 FA X:082-504-2529
MAIL:kenchiku@city.hiroshima.lg.jp
発行年月 令和6年3月